

介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業の概要

1 事業内容

介護福祉士試験の実務者研修の受講促進をするため、県内の福祉・介護サービス事業所の職員が受講する際に必要となる代替職員の雇用を計画する福祉サービス施設等と委託契約により事業を実施する。

2 対象者

- ①介護保険法に基づく指定介護サービス事業所・施設
- ②障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所・施設
- ③その他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設

3 対象となる研修

介護福祉士試験のため研修計画に基づき参加させる実務者研修

4 事業実施の公募

本事業の実施希望者は、県に別紙受託希望書を提出する。

5 代替職員の新規雇用

新たに代替職員を有期雇用する。

勤務条件

- ア 雇用期間 2ヶ月以上
- イ 福利厚生 労災保険、雇用保険、社会保険については、法令に基づき適正に加入すること。
- ウ 勤務場所 奈良県内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、社会福祉施設

6 現任職員の研修派遣

代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修に現任職員を派遣した延日数が、代替職員の勤務日数の4分の1以上になることが必要。

この要件を満たさない場合は、補助金を支払わない。

【例】社会福祉法人が経営する複数施設に勤務する現任職員を複数回、研修に派遣するため、

代替職員を6ヶ月間（例えば、勤務日数120日間）雇用する

・職員甲を10日間の研修A、各3日の研修B・Cに派遣 延べ16日間

・職員乙を10日間の研修D、2日間の研修E・Fに派遣 延べ14日間

延べ30日÷120日=0.25 要件クリア

7 委託料

委託期間中の代替職員の人件費	上限額
1ヶ月あたり	200,000円

代替職員の人件費（賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料にかかる事業主負担分）の全体事業費に占める割合は概ね70%以上とする。

介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保事業の流れ

